

## 平成27年度第2回市民健康づくり推進協議会議事録

日 時	平成27年11月19日（木） 13：30～15：00
場 所	平塚市保健センター 3階 会議室1、2
出席者	委 員 濱島委員、平井委員、林委員、宮本委員、石原委員、中村委員、菊間委員、大坂委員、鈴木委員 事務局 宮川課長、柏木課長代理、岡田課長代理、小泉主査、阿部主査
	傍聴人 なし
欠席者	沢野委員、尾崎委員、鳥居委員

### 1 開会

### 2 議題

#### （1）（仮称）平塚市健康づくり推進条例の制定に向けた協議について

事務局から、（仮称）平塚市健康づくり推進条例の制定について説明があった。

【委員】高齢者の健康状況についてだが、健康づくりに関する資料として、市では健診などの結果を把握していると思う。75歳未満の場合は、例えば市の補助を受けて国保の人間ドックを受けた場合、市へ結果が届くので、市民の健康状態の状況把握をすることができる。しかし、75歳以上の場合は、後期高齢者医療になるので、市の管理下ではなくなるため、診療結果が県の後期高齢者広域連合に送られるため、市で内容を把握することができず、フィードバックすることができないのではないか。

【事務局】市では後期高齢者健診を実施しており、受診していただくと市に結果が届くので把握することができます。

【委員】それは、あくまで後期高齢者健診を受けた場合についてだと思う。人間ドックを受けた場合はどうだろうか。今後、後期高齢者の比率がだんだん高くなると思うが、75歳未満であれば、人間ドックの方が後期高齢者健診に比べて検査項目が多いので、人間ドックを受ける人の割合が増えた場合、市が状況把握することが難しくなるのではないかだろうか。

【事務局】健診を受けていただいた内容やデータの把握については、今後検討していく形になります。

【委員】自治会長研修会の講演の中で、平塚市も数年のうちに、高齢化率のトップクラスに入ってくるという話があった。医療機関に通院している方たちの状況について、現在の後期高齢者医療制度の場合は、診療状況の結果などは市ではなく、県の後期高齢者医療広域連合に行ってしまうため、そのデータを市でフィードバックできないのではないかと懸念を持った。

【事務局】高齢者に対する取り組みについては、健康課だけではなく、高齢福祉課でも行われています。今年度から健康チャレンジという元気で過ごせる期

間を長くしていこうという取り組みが行われています。

【委員】医療にかかった場合は、前期高齢者、後期高齢者を問わず何らかのデータが市の方に戻ってくるという解釈で良いだろうか。

【事務局】国保の健診や後期高齢者健診を受けた場合など、市の制度を使った健診の場合は結果を市で把握します。ただ、国民健康保険の場合なので、市民全員を対象としているものではありません。

【委員】人間ドックの結果などを把握できれば、健康増進の基礎データになるかと思ひ、このような意見を述べた。

【委員】健診の結果である個人情報は、市へ送付されているのでしょうか。

【事務局】市の制度を利用した健診の場合などは市へ結果が送付されます。事業者が保険者になっている場合もありますので、その場合は従業員のことについては、企業で健康管理するということもあるので、事業者としての役割の規定を条例案の中にも盛り込んでいます。

【委員】なぜ、今回条例化しなければならないのか。今まで健康増進計画を作ったが、計画の推進を強化したいから条例化するものだと思うが、なぜこの時期に行うのか。条例と一言で言っても、どのような位置づけにするのだろうか。また、個人、組織、団体に対するものなのだろうか。また、守られなかつた場合、罰則はあるのか。条例ができると、計画と異なり、なかなか内容を変えることができないと思う。平塚も医療費が増えてきていて、年々膨れ上がっていく状況だと思うが、その当たりの本音が見えてこない。理念をそのまま書いているので、簡単な言葉で分かりやすく載せるのもいいのも良いのではないか。

【事務局】理念条例であり、条例を作った場合何が変わるのがという質問だと思います。この会議の位置づけも含まれていますが、本市としてどのような体制でどう進めていくのかという部分が今までほとんど見えていませんでした。この条例は、健康増進計画を推進していくことを前提として制定するものです。最終的には、市民の方一人一人の健康ですので、市民の皆様がそれぞれ意識していただくことを目的としています。本市は、健康推進員や食生活改善推進員など、協力していただける団体が多いですので、どのような形で協力していただけるか等、この条例の中で位置づけながら、関係機関と一緒に進めていくという内容となっています。本市の状況としては、事業を検討していても予算がなかなかつけられないのが現状です。また、財政的にも、医療費がどんどん膨れていく問題もありますが、一人一人が意識を持って取り組んでいただけるように、本市として健康増進計画に位置付けた内容となります。市だけではなく、市民や関係機関の方に協力いただいて、進めていきます。御意見いただいた通り、分かりやすい内容であることも必要だと思います。

【委員】このままでは、医療費がだんだん増えていき、市の予算が他に回せないという状況になってくると思う。そのような危機感を持った内容が見えてこない。また、新しく若い世代の市民が入ってこなければ、どんどん高齢化率が高くなってくるので、元気に過ごして健康寿命を延ばし医療費をかけない施策や、定年しても働く人はまだ働く、自分のことは自分でしようというような施策の方が分かりやすいと思う。散歩運動やラジオ体操

推進運動などいろいろとあると思う。条例化という言葉を使って、拘束力を強めるのだと思うが、もっと分かりやすい言葉で伝えるものがあれば、条例よりも勝るものがあるのではないか。病気だけが特化されていると思うが、単なる健康に関する条例ではなく、生活習慣病の予防に関する内容などもあると思う。本当にやるのであれば、健康という内容をもっと広く捉えないといけないと思う。

【委員】理念条例があれば、それに付随した事業をしていく助けになると思う。

まずは、基本的なものとなる条例を作り、具体的なものを作つていけば、このような条例は意味のあるものだと思う。第7条に事業者の役割が明記されているが、医療機関も事業者のうちに含まれるもの良いが、医療機関の役割は別途記載してもらえればと思う。

#### 4 閉会

以上